

『三訂版 住宅ローン相談マニュアル』 補遺

平成 30 年 4 月 ビジネス教育出版社

『三訂版 住宅ローン相談マニュアル』をご購入いただきありがとうございます。
住宅ローンに関する改正情報等を、下記のとおりお知らせさせていただきます。

記

I 制度新設・改正（平成 27 年度～平成 30 年度）

1. マイナンバー制度（関連ページ 5、6、10、31 ページ）

- (1) 平成 28 年 1 月に施行されたマイナンバー制度は当面の利用範囲として、社会保障、税、災害対策の 3 分野に限定されており、民間企業におけるビジネス利用は禁止されています。したがって、当面住宅ローンの審査等に個人番号を使用することはありません。ただし、本人確認資料として顧客から個人番号カードの提出を求めることはできますので、次の箇所に「個人番号カード」を追加してください。

- ・ 5 ページ「(2) 事前審査申込時の留意事項」の「●本人確認」
- ・ 6 ページ「図表 I-3 事前審査申込必要書類」の「本人確認・所得関係書類」
- ・ 10 ページ「図表 I-4 本審査申込必要書類」の「公的書類」中、「本人確認書類」
- ・ 31 ページ「(1) 本人確認」の「① 本人確認および本人確認記録の作成・保存」

- (2) 関連して、31 ページ (1) の①のタイトルを、次のように変更してください（平成 19 年 3 月の犯罪収益移転防止法制定による読替え）。

① 取引時確認および確認記録の作成・保存

2. 災害復興住宅融資制度（関連ページ 37 ページ）

- (1) 【災害復興住宅融資制度】の融資限度額引上げ

融資限度額 〈建設〉

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,650 万円	510 万円	970 万円	440 万円

※基本融資額（土地取得資金）および基本融資額（整地資金）は基本融資額（建設資金）と併せて利用する場合に限り利用できる。

同 〈購入〉

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
新築住宅		2, 620 万円	510 万円
リ・ユース 住宅 (中古住宅)	リ・ユース (中古) 住宅	2, 320 万円	
	リ・ユース (中古) マンション		
	リ・ユース (中古) プラス住宅	2, 620 万円	
リ・ユース (中古) プラスマンション			

※基本融資額（購入資金）には土地取得資金の 970 万円が含まれる。

※土地取得資金は、単独では利用できない。

同 〈修繕〉

基本融資額		
補修資金	引方移転資金	整地資金
730 万円	440 万円	440 万円

※引方移転資金と整地資金の両方を利用する場合は、合計で 440 万円が限度となる。

※引方移転資金および整地資金は、補修資金と併せて利用する場合に限り利用できる。

(2) 【東日本大震災被災者向け特例措置】の改正

①金利 建設資金、購入資金共に基本融資額は当初 5 年間は年 0%、6～10 年目は、通常金利から大幅な引下げを行っている

②返済期間 住宅の建設または購入の場合、当初 5 年間元金据置可（据置期間分期間延長可）

(3) 「災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）」の取扱い開始（平成 29 年 1 月 4 日申込み分より）

①申込時年齢 満 60 歳以上

②申込資格 「り災証明書」が交付されていること

③融資限度額 通常の災害復興住宅融資制度に準じた融資限度額

④金利 全期間固定金利 年 1.97%（平成 30 年 4 月 1 日～6 月 30 日申込み分）

⑤返済方法 借入期間中は毎月利息のみ返済。元金は申込人（連帯債務者を含む）全員が死亡した時、担保物件を売却して一括返済。売却・一括返済した後残債務があった場合も返済免除

3. 機構直接融資（経過措置）（関連ページ 38 ページ）

「図表Ⅲ-1 機構直接融資（経過措置）の融資概要（マイホーム新築融資の場合）」の一部を次のとおり修正してください。

・「資金使途」中、「または中古住宅の購入」を削除（中古住宅は別規定となったため）

4. 財形住宅融資（関連ページ 39 ページ）

「図表Ⅲ-2 財形住宅融資の種類」の（注 3）の（ ）内の適用期間が次のとおり変更されました。

＜変更前＞平成 26 年 4 月 1 日以降 1 年間

＜変更後＞平成 26 年 4 月 1 日以降平成 30 年 6 月 30 日まで

5. 民間融資（関連ページ 43～44 ページ）の「(c) 負担軽減」中、

「④ 金利優遇等」の（ア）について、次のとおり下線部分を訂正してください。

＜訂正前＞自己資産比率 20%以上 → ＜訂正後＞自己資金比率 20%以上

6. 「フラット 35」の商品見直し（関連ページ 47～51、88 ページ）

「図表Ⅲ-6 フラット 35（買取型）の商品概要」中、

(1) 「金利」について、融資率による金利差の縮小（47 ページ）

融資率 9 割超の融資について融資率 9 割以下の金利に上乗せしている金利幅を縮小します。

(2) 「火災保険」の契約期間（48、88 ページ）

平成 27 年 10 月 1 日以降 10 年超の新規引受け契約が停止されたため、長期契約とす

る場合は最長10年となります。

(3) 「ダブルフラット」の制度新設 (51 ページ)

ダブルフラットとは、返済期間の異なる2つのフラット 35 を組み合わせて利用するものです。これにより、返済期間の短い方の借入金が完済された後は、毎月の返済額が減り、家計負担が軽減されます。将来の教育費が心配な家庭に向いています。

ダブルフラットは、次のような組み合わせが可能です。

【フラット 20】^(注) + 【フラット 35】

【フラット 35】 + 【フラット 35】

【フラット 20】 + 【フラット 20】

(注) 【フラット 20】とは、【フラット 35】のうち返済期間15年以上20年以下とするもの。

ダブルフラットを利用する場合の注意点としては、それぞれの借入金について、金銭消費貸借契約や抵当権設定等の手続きが必要となり、融資手数料、印紙代、抵当権設定費用などがひとつの借入の場合と比べ多くかかります。

(4) 「【フラット 35】リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）」の取扱い開始 (51 ページ)

「【フラット 35】リノベ」とは【フラット 35】を利用して、省エネ、耐震性等の住宅性能を一定以上向上させた中古住宅を取得する場合に【フラット 35】の金利を一定期間引き下げる制度です。

なお、今回の取扱いは、本格的な制度導入に向けて、制度の効果および有効性を検証するために試行的に実施するものです。

「【フラット 35】リノベ」の概要は次のとおりです。

①金利引下げプラン

	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット 35】リノベ (金利 A プラン)	当初 10 年間	【フラット 35】の借入金利から 年 0.5%引下げ
【フラット 35】リノベ (金利 B プラン)	当初 5 年間	

②住宅の条件

- ア. 省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性について定められた一定の基準に適合させる性能向上リフォームを行うこと
- イ. 中古住宅の維持保全に係る次のいずれかの措置が講じられていること
 - ・インスペクション（現況調査）実施
 - ・瑕疵保険等の付保等
 - ・住宅履歴情報の保存
 - ・維持保全計画の作成

③留意事項

- ア. 【フラット35】および【フラット35】リノベの技術基準に適合することを証明するために適合証明検査機関による物件検査を受け、適合証明書の交付を受けること
- イ. 【フラット35】リノベは、中古住宅を購入して性能向上リフォームを行う場合、または住宅事業者により性能向上リフォームが行われた中古住宅を購入する場合に

利用するもので、住宅の建築、新築住宅の購入および借換えの際には利用できない
ウ. リフォーム工事前に適合していない基準について、リフォーム工事により適合させること

エ. 【フラット 35】リノベは、【フラット 35】S との併用はできない

オ. 既存の住宅部分の全部を取り壊す改築工事を行う場合は、【フラット 35】リノベの対象外

カ. 【フラット 35】リノベには、予算金額があり、予算金額を達成する見込みとなった場合は、受付を終了する

④取扱開始日 平成 28 年 10 月 1 日申込み受付分から

(5) 団信付き【フラット 35】(買取型)の取扱い開始 (48 ページ)

これまででは団信の保険料は特約料として、毎年 1 回一括支払っていましたが、保険料を毎月返済額に含めて支払う【フラット 35】の取扱いを開始します。新制度では、保険金の支払要件を身体障害者手帳の交付や介護認定等公的制度と関連付けることにより、わかりやすくすると同時に保障内容を充実します(平成 29 年 10 月 1 日申込受付分から取扱い開始)。団信に加入しなくても融資が受けられる点は従来どおりですが、その場合は異なった金利が適用されます。

(6) 【フラット 35】子育て支援型・地域活性化型の創設 (47 ページ)

「子育て支援」、「UIJ ターン」および「コンパクトシティ形成」に係る施策を実施している地方公共団体による補助金交付などの財政的支援を受けて住宅を取得した場合、【フラット 35】の金利を当初 5 年間年 0.25%引き下げます。

(7) 【フラット 35】S の金利引下げ幅を年 0.3%から年 0.25%に縮小します(平成 29 年 10 月 1 日申込受付分から適用)。(49 ページ)

(8) 金利引継特約付き【フラット 35】の導入 (47 ページ)

【フラット 35】の借入対象となる住宅(長期優良住宅)の売却時に、返済中の【フラット 35】を金利はそのまま、住宅購入者に引き継ぐことができる特約です。

(9) フラット 50 における債務引継回数 (50 ページ)

1 回に限っていた回数制限を撤廃しました。

7. 変動金利型住宅ローンの金利の決まり方 (関連ページ 58 ページ「●変動金利型」の<金利決定ルール>の本文 5~6 行目)

長期プライムレート連動タイプの場合につき次のとおり変更してください。

<変更前>金利水準は長期プライムレートと同一金利とするのが一般的です。

<変更後>最近では銀行によって金利水準が異なります。

8. 住宅取得に係る諸費用 (関連ページ 64 ページ本文下から 4 行目)

次のとおり変更してください(取り消し線部分を削除し、下線部分を挿入)。

<変更前>なお、フラット 35 や財形住宅融資で団体信用生命保険に…

<変更後>なお、~~フラット 35~~や機構財形住宅融資で団体信用生命保険に…

9. 1 回の地震で支払われる保険金総額の上限 (関連ページ 87 ページ「(5) 地震保険」の本文 10~12 行目)

保険金支払総額の上限が引き上げられました。

＜引上げ前＞…6兆2千億円（平成26年4月1日現在）とされており…支払保険総額に対する6兆2千億円の割合…

＜引上げ後＞…11兆3千億円（平成30年4月1日現在）とされており…支払保険総額に対する11兆3千億円の割合…

Ⅱ 消費増税延期に伴う適用期限の延長

消費税率の10%への引上げが、二度にわたり延期されたことに伴い、次のとおり各制度の適用期限が延長されます。

1. 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）（関連ページ 95～97 ページ）

適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。

住宅ローン控除限度額

居住年 (消費税率)	一般住宅			認定長期優良住宅・認定低炭素住宅		
	残高限度	控除率	最大 控除額	残高限度	控除率	最大 控除額
平26.1～26.3 (5%)	2,000万円 (3,000万円)	1.0% (1.2%)	200万円 (360万円)	3,000万円 (3,000万円)	1.0% (1.2%)	300万円 (360万円)
平26.4～33.12 (8%または 10%)	4,000万円 (5,000万円)	1.0% (1.2%)	400万円 (600万円)	5,000万円 (5,000万円)	1.0% (1.2%)	500万円 (600万円)

※（ ）内は東日本大震災の被災者等に係る再建住宅に適用されるもの

（注）個人間の中古住宅売買には消費税が課税されないため、本拡充措置は対象外であり、消費税率5%の場合の控除限度額を適用する。

所得税から控除しきれない部分が発生した場合は、次の金額を限度に翌年の住民税から控除できることになっています。

消費税率5%の場合 97,500円

消費税率8%または10%の場合 136,500円

（個人間の中古住宅売買の場合は97,500円）

2. 認定長期優良住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除（関連ページ 97 ページ）

適用期限が平成29年12月31日から平成33年12月31日まで延長されました。

3. バリアフリー・省エネ改修促進税制（ローン型・投資型）および耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度（関連ページ 97～99 ページ）

ローン型の「控除対象借入金」に「住宅金融支援機構からのバリアフリー改修工事に係る借入金で死亡時に一括返済するもの」を追加してください。

適用期限が平成29年12月31日から平成33年12月31日まで延長されました。

4. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例（関連ページ 114～115 ページ）

適用期限が平成26年12月31日から平成33年12月31日まで延長されました（改正内容は後記Ⅲ3. ②を参照してください）。

5. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置（関連ページ 115～116 ページ）

消費税率の10%への引上げの影響を緩和するために、適用期限が平成26年12月31日から平成33年12月31日まで延長され、さらに次のとおり非課税枠が拡充されました。

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置

契約年	消費税率 10%が適用される人		左記以外の人（※1）	
	質の高い住宅（※2）	左記以外の住宅（一般）	質の高い住宅（※2）	左記以外の住宅（一般）
平成 26 年	—	—	1,000 万円 (1,500 万円)	500 万円 (1,000 万円)
平成 27 年	—	—	1,500 万円 (1,500 万円)	1,000 万円 (1,000 万円)
平成 28 年 1 月 ～31 年 3 月	—	—	1,200 万円 (1,500 万円)	700 万円 (1,000 万円)
平成 31 年 4 月 ～32 年 3 月	3,000 万円 (3,000 万円)	2,500 万円 (2,500 万円)	1,200 万円 (1,500 万円)	700 万円 (1,000 万円)
平成 32 年 4 月 ～33 年 3 月	1,500 万円 (1,500 万円)	1,000 万円 (1,000 万円)	1,000 万円 (1,500 万円)	500 万円 (1,000 万円)
平成 33 年 4 月 ～33 年 12 月	1,200 万円 (1,500 万円)	700 万円 (1,000 万円)	800 万円 (1,500 万円)	300 万円 (1,000 万円)

（※1）「左記以外の人」とは、消費税率 8%の適用を受けて住宅を取得した人のほか、個人間売買により中古住宅を取得した人をいう。

（※2）「質の高い住宅」とは次のものをいう。

- ①省エネルギー性の高い住宅（断熱等性能等級 4 または一次エネルギー消費量等級 4）
- ②耐震性の高い住宅（耐震等級〈構造躯体の倒壊等防止〉2 以上または免震建築物）
- ③バリアフリー性の高い住宅（高齢者等配慮対策等級 3 以上）

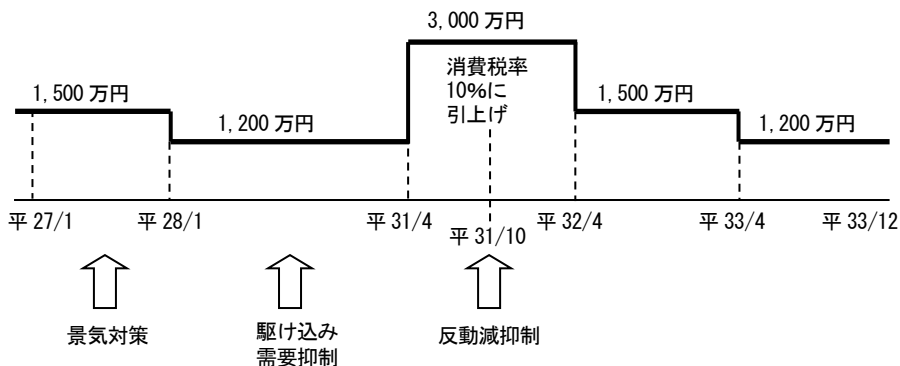
のいずれかの性能を満たす住宅

（注 1）（ ）内は東日本大震災の被災者の場合。

（注 2）住宅の床面積は、東日本大震災の被災者の場合、240 m²という上限はない。

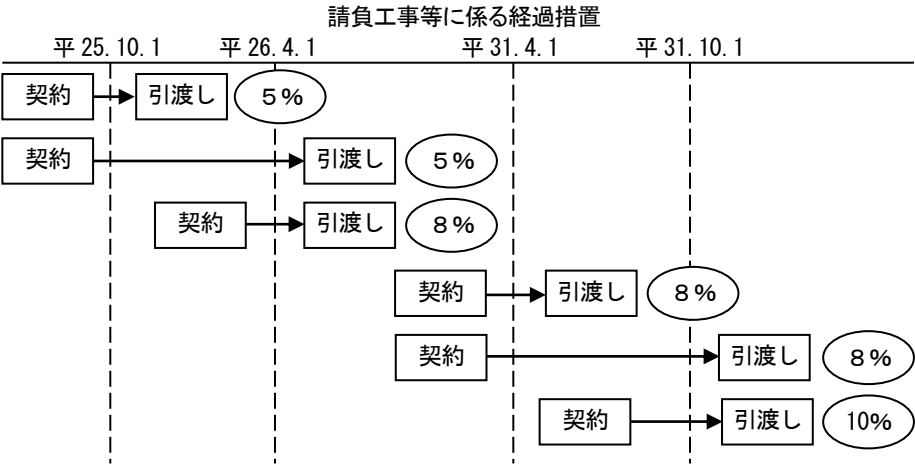
（注 3）平成 31 年 3 月以前に「左記以外の人」欄の非課税限度額の適用を受けた人は、再度「消費税率 10%が適用される人」欄の非課税限度額の適用を受けることが可能。

消費税率引上げに対応した非課税枠の金額推移（質の高い住宅、平成 31 年 4 月以降は消費税率 10%が適用される人の場合）（一般住宅は下記金額よりマイナス 500 万円で推移）



6. 消費税率引き上げの経過措置（関連ページ 100～101 ページ）

消費税率 8%が適用されるための工事契約の期限が、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日まで延期されました。



Ⅲ 平成 27 年度～30 年度のその他の税制改正

【平成 27 年度改正等（平成 30 年度改正を含む）】

1. 住宅の取得に関わる税制（関連ページ 94 ページ）

	改正項目	ページ	改正内容
不動産取得税	税率の軽減措置	94	土地および住宅の取得に係る標準税率（本則 4%）を 3%とする優遇措置の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長
	宅地評価土地の課税標準の軽減措置	94	課税標準を 1/2 とする特例措置の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長

2. 住宅の保有に関わる税制（関連ページ 103～104 ページ）

市町村長が、空き家について周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告し、特定空き家に指定した場合は、敷地に係る固定資産税および都市計画税の軽減措置がその対象から除外されることとなりました。

3. 住宅に関わる贈与の税制

①相続時精算課税制度（関連ページ 113～114 ページ）

次の改正が行われました。

	改正前	改正後
贈与者の要件	65歳以上の親	60歳以上の親または祖父母
受贈者の要件	20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む）	20歳以上の子である推定相続人または20歳以上の孫

（平成 25 年度改正。平成 27 年 1 月 1 日の贈与から適用）

②住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例（関連ページ 114～115 ページ）
次の改正が行われました。

	改正前	改正後
贈与者の要件	親（年齢制限なし）	親または祖父母（年齢制限なし）
受贈者の要件	20 歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む）	20 歳以上の子である推定相続人または 20 歳以上の孫
適用期限	平成 26 年 12 月 31 日	平成 33 年 12 月 31 日
適用手続き	①受贈者（子） ③贈与者である父・母	①受贈者（子または孫） ③贈与者である父・母または祖父母

（平成 25 年度改正。平成 27 年 1 月 1 日の贈与から適用）

【平成 28 年度改正等（平成 30 年度改正を含む）】

1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設（関連ページ 106～107 ページ）

被相続人が一人で居住していた一戸建て家屋で、相続後空き家となっている住宅を、相続人が平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡した場合の譲渡所得について、居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除の適用を受けることができる特例が創設されました。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の概要

住宅の要件	土地建物、建物のみ、建物解体後の土地のみいずれも可
	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物
譲渡の要件	譲渡価格が 1 億円以下
	相続のあった日から 3 年経過した日の属する年の年末までの譲渡

2. 住宅の三世代同居改修工事に係る所得税の減税（関連ページ 97～99 ページ）

居住用の家屋について、「一定の三世代同居改修工事を含む増改築を行った場合」が、バリアフリー・省エネ改修促進税制（ローン型・投資型）に新たな対象として追加され、同様の条件で税額控除が受けられる特例が創設されました。

（注）一定の三世代同居改修工事とは、①調理室、②浴室、③便所、または④玄関、のいずれかを増設する工事（①から④までのいずれかが 2 つ以上が複数となっているものに限る）

3. 居住者に認められている次の減税の特例につき、非居住者期間中に住宅取得または増改築等をした場合にも適用されることになりました。（関連ページ 95～99 ページ）

①住宅ローン控除（95～97 ページ）

②バリアフリー・省エネ改修促進税制（ローン型・投資型）、耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度（97～99 ページ）

③認定長期優良住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除（97 ページ）

④東日本大震災の被災者についての住宅ローン控除にかかる特例措置（95～97 ページ）

4. 特定の居住用財産の買換え等の特例・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例・特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用期限（関連ページ 107～110 ページ）

平成 31 年 12 月 31 日まで延長されました。

5. 所有権保存・移転登記の登録免許税減税措置の適用期限（関連ページ 92～93 ページ）

図表Ⅲ-24（注 1）、（注 2）①・②の適用期限が、平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

6. 固定資産税におけるバリアフリー・省エネ・耐震改修促進税制の適用期限

平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。（関連ページ 99～100 ページ）

7. 新築住宅の固定資産税を 1/2 軽減する措置の適用期限（関連ページ 103 ページ）

平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

8. 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準（評価額）を 1,300 万円控除する措置の適用期限（関連ページ 94 ページ）

平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

9. 消費税（関連ページ 100 ページ）

当初、平成 27 年 10 月 1 日に予定した税率 8%から 10%への引上げが、再度にわたり延期され、平成 31 年 10 月 1 日に引上げが実施される予定となっています。

【平成 29 年度改正（平成 30 年度改正を含む）】

1. バリアフリー・省エネ・耐震改修促進税制に係る特例措置の適用対象工事の追加

（関連ページ 97～99 ページ）

次の特例措置に係る適用対象となる工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事が追加されました。

①バリアフリー・省エネ・耐震改修促進税制（ローン型・投資型）（97～98 ページ）

②既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（99 ページ）

【一定の耐久性向上改修工事の適用要件】

(a) 小屋根、(b) 外壁、(c) 浴室・脱衣室、(d) 土台・軸組等、(e) 床下、(f) 基礎もしくは (g) 地盤に関する劣化対策工事、または (h) 給排水工事もしくは給湯管に関する維持管理もしくは更新を容易にするための工事で一定の要件を満たすもの

2. 居住用超高層建築物（タワーマンション）に課する固定資産税・不動産取得税の見直し

（関連ページ 93～95、103～105 ページ）

これまで、タワーマンションの固定資産税・都市計画税および不動産取得税は、一棟全体の固定資産税額等を専有部分の床面積で按分して算出していましたが、これを高さが 60m を超えるタワーマンションについては、階層による取引価格の差を勘案して補正することになりました。具体的には次のとおりです。

①1 階を 100 とし、階が 1 階増すごとに 39 分の 10 を加えた数値を補正率とし、固定資産税・都市計画税は税額を、不動産取得税は評価額を補正する。

②天井の高さ、付帯設備の程度等について、著しい差がある場合は、その差異に応じた補正を行う。

③区分所有者全員による申し出があった場合には、その申し出た割合により按分すること

も可能とする。

④補正の対象は、建物のみであり、土地についての補正は行わない。

⑤この改正は、平成 30 年度から新たに課税されることとなるタワーマンション（平成 29 年 4 月 1 日以前に売買契約が締結されたものを除く）について適用する。

3. 登録免許税の軽減措置の延長（関連ページ 92～93 ページ）

所有権の保存登記・移転登記、所有権の信託登記、抵当権設定登記の軽減措置が次のとおり延長されました。

登録免許税税率表

登記の種類・原因			軽減税率と適用期限		
			本則	～平 31. 3. 31	～平 32. 3. 31 平 32. 4. 1～
土地	所有権移転		20/1000	15/1000	本則
	所有権の信託		4/1000	3/1000	本則
建物	表示登記		非 課 税		
	所有権保存	住宅	4/1000	1. 5/1000 ^(注 1)	
		住宅以外		本則	
	所有権移転	売 住宅	20/1000	3/1000 ^(注 2)	
		買 住宅以外		本則	
		相続・法人の合併	4/1000	本則	
		遺贈・贈与等	20/1000	本則	
	所有権の信託		4/1000	本則	
	抵当権設定		4/1000	1/1000 ^(注 3)	

(注 1) 平成 32 年 3 月 31 日までに認定長期優良住宅または認定低炭素住宅（96 ページ参照）の所有権保存登記をしたときは、1/1000 に軽減される（新築または未使用のものに限る）。

(注 2) ①平成 32 年 3 月 31 日までに認定長期優良住宅の所有権移転登記をしたときは、1/1000（一戸建ては 2/1000）に、認定低炭素住宅（省エネ住宅）の所有権移転登記をしたときは、1/1000 に軽減される（未使用のものに限る）。

②平成 32 年 3 月 31 日までに買取再販業者により一定の質の向上を図るために改修工事が行われた中古住宅について、所有権移転登記をしたときは、1/1000 に軽減される。

(注 3) 土地・建物購入資金として借り入れた債務に係る抵当権設定登記に関しては、債務額全額が軽減対象となる。

4. 固定資産税における省エネ・耐震改修促進税制の減税措置の拡充

（関連ページ 99～100 ページ）

次の減税措置が平成 32 年 3 月 31 日まで延長されました。

①省エネ改修 工事完了の翌年に限り、3 分の 1 減額（ただし、長期優良住宅化した場合は 3 分の 2 減額）

②耐震改修 工事完了の翌年に限り、2 分の 1 減額（ただし、長期優良住宅化した場合は 3 分の 2 減額）

5. 買取再販業者に対する不動産取得税の軽減措置

(関連ページ 93～95 ページ)

宅建業者が中古住宅を買い取り、一定の増改築を行った上、個人に再販売する場合、宅建業者に課される不動産取得税が軽減措置の対象となります(平成31年3月31日まで適用)。

以上